

神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条の規定に基づき神奈川県知事（以下「知事」という。）を所轄庁とする私立専修学校（以下「専修学校」という。）及び私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置認可については、原則として、専修学校については専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号、以下「設置基準」という。）に、各種学校については各種学校規程（昭和31年文部省令第31号、以下「規程」という。）によるものとし、その取扱いについてはこの基準に定めるところによる。

第2章 専修学校

(設置者等)

第2条 専修学校の設置者は、教育機関としての公共性及び学校運営の安定性、継続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人を含む。）とする。

2 学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受け、又は受けることが確実と認められなければならない。

3 専修学校の設置は、職業又は實際生活に必要な知識、技術を習得させる教育機関としてその必要性が特に認められるものであり、かつ、十分な生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の確保の見込みがなければならない。

(生徒等の数)

第3条 専修学校の総収容定員は、原則として80人以上とする。

第4条 設置基準第10条、第11条、第12条及び第15条にいう「専修学校の定めるところ」とは、当該専修学校の学則とする。

2 設置基準第28条の4にいう「専修学校が定める時間」とは、当該専修学校の学則に定める時間とする。

(校長)

第5条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第129条第2項に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次に掲げる職又は業務の1又は2以上を通算して5年以上従事した者でなければならない。

- (1) 法第1条、第124条又は第134条第1項に規定する学校の長の職
- (2) 前号に掲げる学校の教員又は事務職員の職

- (3) 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務
- (4) 国会又は地方公共団体の議会の教育、学術又は文化関係委員の職
- (5) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職
- (6) 更生保護事業等の業務
- (7) 前各号と同等と認められる職又は業務

(教員数)

第6条 基幹教員の数は、おおむね収容定員40人につき1人以上とする。ただし、昼夜の学科を置く場合には、これらの学科において兼務とすることができる。

2 別表第一備考2のイに規定する「昼間学科と夜間等学科とを併せて置く場合」の増員する教員数は、設置基準別表第一に規定する数に0.5を乗じて得た数(1未満の端数は切り上げる)とする。

(職員)

第7条 専修学校には、教員のほか事務職員を置くものとする。

2 専修学校には、学校医を置くよう努めるものとする。

(校地・校舎の自己所有等)

第8条 校地その他必要な施設の用地(以下「校地等」という。)及び校舎その他必要な施設(以下「校舎等」という。)は、原則として自己所有とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実に認められる場合には、自己所有であることを要しない。

なお、複数の校舎を有する専修学校において、事務室及び過半の教室を有する校舎の建っている校地が自己所有である場合で、残りの校舎の建つ土地について公正証書による賃貸借契約の締結等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実に認められる場合は、残りの校舎の建つ土地については、自己所有であることを要しない。

(1) 借用部分が賃貸借契約の締結等により、20年以上の長期借用をできることが確実に認められる場合

(2) 借用部分が国又は地方公共団体の所有で、長期借用が困難である場合であって、短期借用しなければならない相当の理由があると認められる場合

2 前項各号に該当する場合において、借用後の各年度における賃借料と他の借入金に係る償還額(元利合計)の合計額が当該学校(設置の認可にあっては、修業年限相当年数経過後)の年間事業活動収入の2割以内であること。

3 専修学校の教育研究上の目的を達成するうえで、やむを得ない理由があり、長期借用が困難な特別の事情がある場合は、短期借用とすることができる。

4 校地・校舎等は、原則として、負担付きでないものとする。ただし、次の各号の全てを

充たし、教育上及び学校運営上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りでない。

- (1) 専修学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団若しくは確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。
- (3) 前号の担保に関する適正な償還計画があり、当該担保が設置者の資産状況等からみて校地・校舎等を長期にわたり使用するうえで支障がないと認められること。

(校舎の区分所有等)

第9条 校舎は、原則として独立した建物でなければならない。ただし、第1号及び第2号を充たし、教育上支障がないことが確実に認められる場合には、独立の建物であることを要しない。

- (1) 区分所有とし、独立性を有していること。
 - (2) 当該建物に学校教育環境にふさわしくないものが存在しないこと。
- 2 前項第1号において「区分所有とし、独立性を有している」とは、第1号及び第2号を充たしている場合をいう。
- (1) 当該専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。
 - (2) 専修学校と専修学校以外の施設を区分して使用する場合は、出入口及び当該専修学校に至る通路等が当該専修学校の専用であること。
- 3 校舎等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合し、学習上、保健衛生上及び管理運営上適切なものでなければならない。

(教室等)

第10条 校舎には、次の各号に掲げる施設を備えるものとする。ただし、やむを得ない事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第1号及び第2号の施設を除き、一つの施設をもって二つ以上に兼用することができる。

- (1) 講義室
 - (2) 保健室
 - (3) 教員室、事務室
 - (4) 演習室、実習室、図書室
- 2 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(校舎の面積に係る特別の事情)

第11条 校舎の面積は、設置基準第47条本文及び第48条本文に定める面積以上とする。

(教室の面積等)

第 12 条 教室（講義室、演習室、実習室等）の面積は、設置基準第 47 条本文及び第 48 条本文で定める校舎の面積の 5 分の 3 以上でなければならない。

2 講義室は、学級数と同数を確保するものとする。ただし、昼夜の課程がある場合は、学校運営上支障がない場合に限り、いずれか多い課程の学級数と同数を確保すれば足りる。

3 講義室の 1 室あたりの面積は、同時に授業を行う生徒等 1 人当たり 1.5 平方メートルを標準とする。

なお、教室は原則として 2 方向の出入口を確保するものとする。

(設備)

第 13 条 校具、教具、図書その他の設備は、原則として自己所有であり、かつ、負担附きでないものとする。ただし、複写機、情報機器等のように通常、賃貸借により使用するものについては、この限りでない。

2 専修学校には、その規模に応じて必要な消火、防火及び避難設備を設けなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第 14 条 専修学校は、第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号の施設を除き、やむを得ない事情があり、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設を使用することができる。

(名称)

第 15 条 専修学校は、法第 1 条に掲げる学校の名称及びそれに類似する名称又は研究機関に類似する名称を使用してはならない。

2 専修学校の名称は、当該専修学校の目的にふさわしい名称であり、かつ、県内の既存の認可学校と同一若しくは紛らわしいものであってはならない。

(資金)

第 16 条 新たに設置する専修学校の施設、設備の取得及び建設のための資金は、原則として全額設置しようとする者の自己資金とする。ただし、第 1 号から第 4 号をすべて充たし、学校運営上支障がないと認められる場合についてはこの限りでない。

(1) 負債額は、設備の取得及び建設のための資金の 4 分の 1 以下であること。

(2) 日本私立学校振興・共済事業団若しくは確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。

(3) 適正な償還計画があり、学校設置後の各償還額（元利合計）が年間事業活動収入の 2 割以内であること

(4) 設置しようとする者の前受金を除く総負債額が総資産の 4 分の 1 以下であること。

2 専修学校の設置者は、設置認可の申請時において、原則として開設年度の人件費相当額以上の資金を保有していなければならない。

3 専修学校の設置者は、第8条第1項ただし書きの場合であって、校地又は校舎のどちらか一方を自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該設置しようとする学校の開設年度の人件費相当額に加えて、当該借用とする校地又は校舎の開設年度を含め修業年限の賃借料相当額を保有していなければならない。

4 専修学校の設置者は、第8条第1項ただし書きの場合であって、校地及び校舎ともに自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該設置しようとする学校の開設年度を含め修業年限の経常経費相当額の資金を保有していなければならない。

(開校の時期)

第17条 専修学校の開校の時期は、原則として、4月又は10月とする。

(設置計画書の提出等)

第18条 専修学校を設置しようとする者は、学校設置認可申請書を提出する前に別に定める学校設置計画書を知事に提出し、その承認を得るものとする。

2 知事は、学校設置計画書を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くものとする。

(広報活動)

第19条 広報活動においての学校名、学科名等の表示は、計画承認又は認可された名称を使用しなければならない。また、教育内容、卒業後の各種資格の取得等に関して誤認のおそれのある表示を行ってはならない。

2 広報活動は、次の各号に掲げるところに従い、学校設置計画承認後に行うことができる。

(1) 新聞、雑誌、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、ホームページ等の各種広報媒体による広報を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨の文言を十分に認識できるように表示すること。

(2) 学校説明会、学校訪問等を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨、相手方へ正確に説明すること。

3 課程を設置する場合の広報活動は「課程設置認可申請（計画）書」を知事に提出し、その承認を得た後に行うことができる。

なお、知事は「課程設置認可申請（計画）書」を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会に報告するものとする。

広報活動を実施するにあたっては、前項第1号及び第2号を準用する。

第3章 各種学校

(授業科目)

第20条 各種学校においては、その目的に応じた授業科目を開設しなければならない。

(入学資格の明示)

第21条 規程第6条にいう「適当な方法」とは、当該各種学校の学則とする。

(校長)

第22条 第5条の規定は、各種学校に準用する。この場合において、「法第129条第2項に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とあるのは「規程第7条に規定する「教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者」と、「専修学校」とあるのは「各種学校」と読み替えるものとする。

(教員)

第23条 規程第8条第1項に規定する「課程及び生徒数に応じて必要な数の教員」の教員数は、設置基準別表第一の一般課程欄に規定する数とする。

通常の時間の課程と同一の夜間課程を併せて置く場合は、設置基準別表第一に規定する数に0.5を乗じて得た数以上の教員を増員するものとする。

規程第8条第2項に定める「その担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者」とは、設置基準第43条に規定する専修学校一般課程の教員資格を有する者とする。

(準用規定)

第24条 第2条、第3条、第7条から第19条の規定は、各種学校について準用する。この場合において、「専修学校」とあるのは「各種学校」と、第11条及び第12条中「設置基準第47条本文及び第48条本文に定める」とあるのは「規程第10条第1項本文に定める」と読み替えるものとする。

(標示)

第25条 規程第13条の規定による標示は、各種学校の設置認可書の様式によるものとする。

附 則

1 この取扱基準は、平成16年9月1日から施行する。

2 神奈川県私立専修学校・各種学校設置認可取扱内規（平成7年7月25日神奈川県私立学校審議会了承）については平成16年8月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、第 19 条の規定は施行日以前に学校設置計画の承認を受けた学校にも適用する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この取扱基準は、学校の設置と併せて学校法人を新設する場合も適用する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 25 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この取扱基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 専修学校設置基準の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 5 号）附則第 2 条又は第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例による場合における教員数の基準については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この取扱基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。